

特記仕様書

(一般事項)

第1条 本業務における一般事項は、下記による。

- ・ 図面及び特記仕様に記載されていない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書」, 「公共建築工事標準仕様書」等の関連する諸基準に基づき実施すること。
- ・ 業務に先立ち、実施工程表、施工図等を作成・提出し監督員と協議のうえ業務を実施すること。また、改修範囲を確認し、設計図書等の相違があれば、監督員と協議すること。
- ・ 作業時間は9時から17時の間に行うこと。また、休日に作業を行う場合は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。ただし、平日・休日ともに施設管理者の都合により作業中止を求める場合がある。

(発生材の処理について)

第2条 受注者は、発生材の処理については、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い処理すること。

(完成図・写真等)

第3条 工事写真については、完成、着手前、施工中、資材のものを作成、提出すること。完成図については、製本2部、電子データ2部（PDF形式、SFC形式でCD-Rに収めたもの）を提出すること。

(使用材料について)

第4条 使用する材料等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾を受けること。

(その他)

第5条

- ・ 屋根・壁面断熱材は、別途事前調査により、アスベストは含まれてことを確認している。
- ・ 艇庫内部には、船舶、昇降装置、電源装置等があるため、これらを避けて足場等を設置するとともに、施行に際しこれら機材を損傷しないよう留意すること。
- ・ 本仕様書に定めのない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。